

感染症発生時における業務継続計画

法 人 名	株式会社 奏	種 別	放課後等デイサービス
代 表 者	井上和法	管 理 者	中村健一
所 在 地	滋賀県守山市守山四丁目 5-16-1	電話番号	077-582-0011

感染症発生時における業務継続計画

(法人名) 株式会社奏

(施設名) 凜元町

第Ⅰ章 総則

Ⅰ 目的

本計画は、感染症の感染者（感染疑いを含む）が施設内で発生した場合においても、サービス提供を継続するために凜元町の実施すべき事項を定めるとともに、平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定める。

Ⅱ 基本方針

本計画に関する基本方針を以下のとおりとする。

① 利用者の安全確保	利用者は障害や特性により感染予防が難しく、集団感染が発生した場合、深刻な被害が生じるおそれがあることに留意して、感染拡大防止に努める。
② サービスの継続	利用者の健康・身体・生命を守る機能を維持する。
③ 職員の安全確保	職員の生命や生活を維持しつつ、感染拡大防止に努める。

Ⅲ 主管部門

本計画の主管部門は、株式会社奏を感染症対策本部とする。

本計画においては、各事業所単位で発動することを基本とする。ただし状況に応じて、感染症対策本部長が事業所全体において、適応範囲や優先項目を変更、指示できるものとする。

第Ⅱ章 平時からの備え

1 対応主体

対策本部長の統括のもと、関係部門が一丸となって対応する。

2 対応事項

対応事項は以下のとおり。

項 目	対応事項	関係様式
(1) 体制構築・整備	全体を統括する責任者・代行者を選定 ☐ 意思決定者、担当者の決定 対策本部長……………社長 井上和法 職員・来訪者対応班……………管理者 中村健一（施設ごとに配置） 現場対応班……………管理者 中村健一（施設ごとに配置） 設備・物資対応班……………〇〇〇〇（施設ごとに配置）	②
(2) 情報の共有・連携	☐ 情報共有範囲の確認 施設内、法人内、個人情報に配慮した上で感染（疑い）者の情報を共有する。	
(3) 感染防止に向けた取組みの実施	感染防止に向けた取組みの実施 ☐ 基本的な感染症対策の徹底 ・手指消毒・マスクの着用(任意)を実施する。 ・24 時間換気を行う。 ☐ 職員・利用者の体調管理 ・体調不良時の出勤リスクを周知する。 ・利用者の健康状態は送迎時に検温する。 ☐ 組織変更・人事異動・連絡先変更等の反映 ・「職員緊急連絡網」を定期的に修正する（各事業所）	
(4) 防護具、消毒液等備品の確保	☐ 保管先・在庫量の確認 ・適宜「在庫品リスト」確認（各事業所）し、購入する。 ・流行状況、物流状況を見て備蓄数量を各事業所に指示する（本部事務局）。	③
(5) 職員対応	☐ 職員の確保・勤務可能時間の確認を行う。 ・他事業所への応援可能な人員数の確認および応援	

	を依頼する体制を構築する。 ☐ 相談窓口の設置 ・会社内において相談窓口を設置する。 担当者：井上和法 連絡先：090-3861-3114	
(6) 業務調整	☐ 運営基準との整合性確認 ・運営基準の確認を行う。 ・基準を下回ることが予測される際に指定権者に事前確認を行う。	
(7) 研修・訓練の実施	定期的に以下の研修・訓練等を実施、BCPの見直し ☐ BCPを事業所で共有 ・BCP基礎研修…年1回 事業継続の概念や必要性、感染症に関する情報、発生時の対応を共有する（担当 各管理者） ・入職時基礎研修…実施時期→随時 対象者→入職者 事業継続の概念や必要性、感染症に関する情報、発生時の対応を共有する（担当 各管理者） ☐ BCPの内容に関する研修 ・BCP実践訓練…年1回 事業所ごとに作成したBCPについて、内容を共有する（担当 各施設長）	
(8) BCPの検証・見直し	☐ 最新の動向をBCPに反映 年度内研修の結果を踏まえ、BCPの見直しを行う（各管理者）	

第Ⅲ章 初動対応

1 対応主体

管理者の統括のもと、以下の役割を担う者が各担当業務を遂行する。

役割	担当者	代行者
全体統括	中村健一（管理者）	〇〇〇〇
利用者・家族等への情報提供	中村健一(管理者)	〇〇〇〇
感染拡大防止対策に関する統括	中村健一(管理者)	〇〇〇〇

2 対応事項

対応事項は以下のとおり。

項目	対応事項	関係様式
(1) 第一報	☐ 管理者へ報告 ・感染疑い事例が発生した場合、速やかに報告する。 ・管理者は事業所内で情報収集、共有の指示を行う。 ・本部へ報告を行う。 ☐ 施設内・法人内の情報共有 ・感染疑い者の症状、他の利用者や職員の状況など社内連絡網を活用し、事業所内での感染拡大に注意する。 ・本部に連絡を行い、必要に応じて指示を仰ぐ。 ☐ 家族への報告 ・当該利用者の事業所内での状態、症状の経過、今後の受診・検査の実施等について、その家族と共有する。	
(2) 感染疑い者への対応	【利用者】 ☐ 利用休止 ・可能な限り速やかに帰宅できるよう、家族のお迎えや送迎を調整する。 ☐ 医療機関受診 ・家族により医療機関等への受診を行う。	
(3) 消毒・清掃等の実施	☐ 場所（居室、共用スペース等）、方法の確認 ・当該利用者の居室、利用した共有スペースの消毒・清掃を行う。 ・手袋を着用し、消毒用エタノールで清拭する。または次亜塩素酸ナトリウムで清拭後、湿式清掃し、	

	乾燥させる。 ・保健所の指示がある場合は、その指示に優先的に従う。	
--	--------------------------------------	--

第Ⅳ章 休業の検討

感染者発生時、濃厚接触者発生時など、休業を検討する指標を明確にしておく。

Ⅰ 対応主体

以下に役割を担う者を構成メンバーとする対策本部を構成し、業務を遂行する。

役 割	担当者	代行者
全体統括	井上和法(社長) 中村健一(管理者)	〇〇〇〇
関係者への情報共有	中村健一（管理者）	〇〇〇〇
再開基準検討	井上和法（社長） 中村健一（管理者）	〇〇〇〇

Ⅱ 対応事項

休業の検討における対応事項は以下のとおり

対応事項	関係様式
☐ 利用者・家族への説明 ・職員の感染により事業所開所要件に満たない場合、業務停止と業務再開予定日を提示する。 ・業務停止中の窓口を設置し、状況などについて説明を行う。 ☐ 再開基準の明確化 ・停止期間中、職員の健康状態や出勤の確認をし、業務再開する。 ・業務再開にあたり、利用者および家族、関係機関に再開の旨を通知する。	

第Ⅴ章 感染拡大防止体制の確立

感染疑い者の検査対応中に、以下の感染拡大防止体制の確立を迅速に対応することができるよう準備しておく。

Ⅰ 対応主体

以下に役割を担う者を構成メンバーとする対策本部を構成し、業務を遂行する。

役 割	担当者	代行者
全体統括	中村健一（管理者）	〇〇〇〇
関係者への情報共有	中村健一（管理者）	〇〇〇〇
感染拡大防止対策に関する統括	中村健一（管理者）	〇〇〇〇
業務内容検討に関する統括	中村健一（管理者）	〇〇〇〇
勤務体制・労働状況	中村健一（管理者）	〇〇〇〇

Ⅱ 対応事項

感染拡大防止体制の確立における対応事項は以下のとおり。

項目	対応事項	関係様式
（Ⅰ）感染疑い者への対応	【利用者】 ・発熱などの症状の有無を事業所にも逐次報告をしてもらい通所調整を行う。 【職員】 ・発熱などの症状の有無を事業所にも逐次報告を行い、調整を行う。	
（Ⅱ）防護具、消毒液等の確保	☐ 在庫量・必要量の確認 ・个人防护具、消毒剤などの在庫量、保管場所を確認する。 ・直近の消費状況を考慮し、備品リストの見直し、追加発注を行う。	③

(3) 情報共有	☐ 事業所内・法人内での情報共有 ・朝の申し送りにて最新の情報を共有する。 ☐ 利用者・家族との情報共有 ・事業所の対応方針について、事前に利用者家族に共有する。 ・必要に応じて文書にて情報共有を行う。 ☐ 関係業者等との情報共有 ・感染者や濃厚接触者となった職員の兼務先を把握している場合は、個人情報に留意しつつ必要に応じて情報共有を行う。 ・必要に応じて、個人情報に留意しつつ、相談支援事業所等と相談し、地域で当該利用者が利用等している他サービス事業者への情報共有に努める。	
(4) 過重労働・メンタルヘルス対応	☐ 労務管理 ・職員の感染状況等に応じて、職員の勤務可能時間を確認する。 ・不足が見込まれる場合、応援職員の依頼を行う。 ・人員基準を満たすシフト作成が困難な場合、厚労省の臨時取扱い情報を確認した上で、指定権者に相談する。 ☐ 長時間労働対応 ・長時間労働を依頼する場合、別途休憩時間を残業時間に応じて追加取得させる。 ☐ コミュニケーション ・朝礼時、申し送りの際に、体調・メンタル確認を行う。 ・必要に応じて、個別面談を設定する。 ☐ 相談窓口 ・事業所内においては、業務完全再開まで相談窓口を開設する。 相談窓口 凜元町：☎077-582-0011 対応者 中村健一	

〈更新履歴〉

更新日	更新内容
令和 6 年 3 月 15 日	作成